

固定資産課税事務における 住登外者のマイナンバー 取得及び活用について

令和3年8月5日(木曜日)

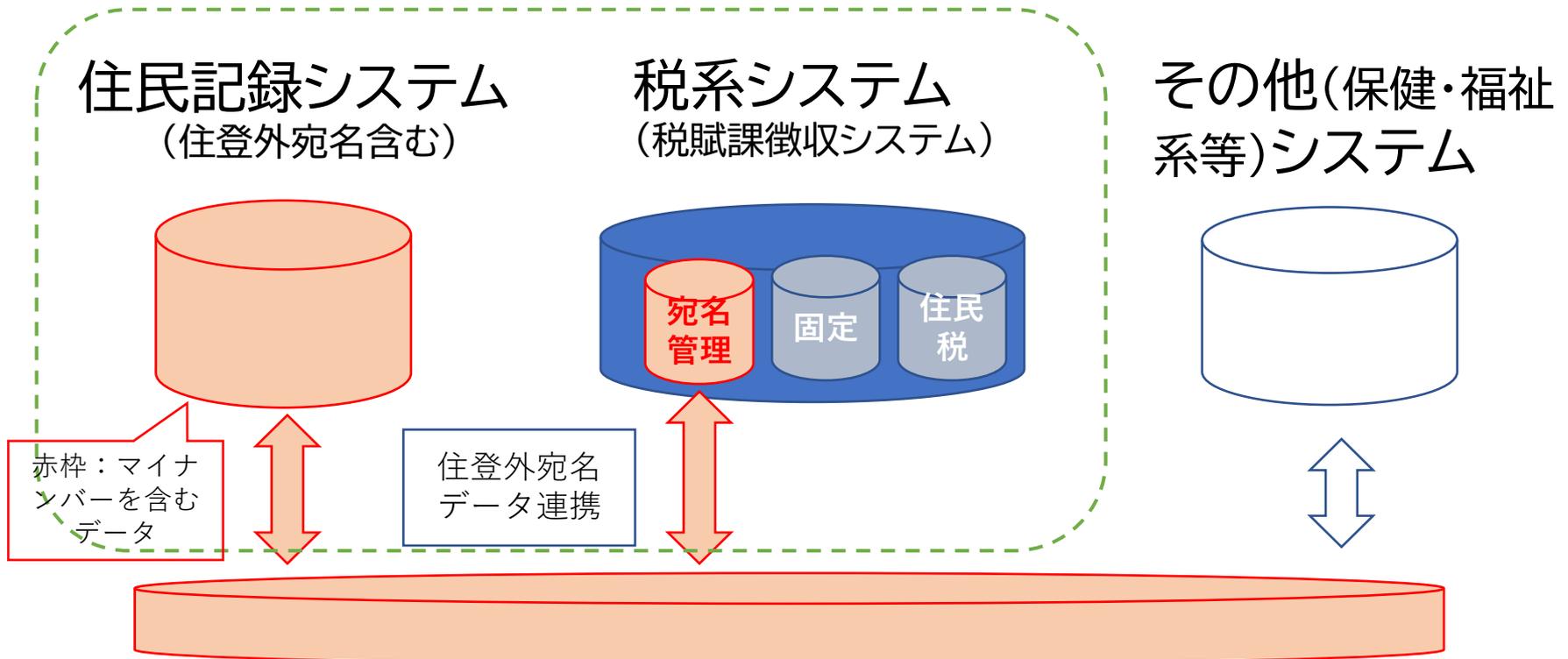
鹿児島市 総務局 税務部 資産税課

鹿児島市の概要

人口	593,460人(令和2年国勢調査・鹿児島県速報値)
世帯数	279,077世帯 (//)
面積	547.61m ² (国土地理院)
【土地】評価総筆数	611,554筆(令和3年概要調書)
【家屋】評価棟数	227,500棟(令和3年概要調書)
マイナンバーカード交付状況(令和3年3月末)	
(1)交付申請件数	194,815件(申請率:約33%)
(2)カード交付枚数	154,242枚(交付率:約26%)
【参考】高齢化率 (65歳以上の割合)	27.8%

固定資産課税事務における住登外者の マイナンバー付番・紐づけ状況①

・本市のシステム体系図【概要】



共通基盤システム(統合DB)・・・データ中継のシステム

固定資産課税事務における住登外者のマイナンバー付番・紐づけ状況②

【1】マイナンバー付番状況

①住民記録登録者のマイナンバー付番率:100%

納税義務者のうち、住民票の現住者(市内在住者)については、住民記録システムと同じ宛名番号を利用

②住登外者のマイナンバー付番率:約50%

※上記には、共有物件及び法人に係る宛名番号のマイナンバーとの紐づけは含まれていない。また、免税点以上の住登外者を対象として集計

【2】マイナンバー紐づけ状況

・本市システムにおいては、固定資産税システム(固定資産課税台帳)に直接マイナンバーを登録する方法ではなく、本市内部で使用する宛名番号(各個人に一意的番号)を管理するシステムにマイナンバーを登録する方式を採用

住登外者のマイナンバーの具体的な活用状況①

【1】最新住所・氏名の確認に活用

- ・本人等より住所変更・氏名変更の申し出があった場合
- ・納税通知書等の郵便物が返戻された場合 etc…



- ・最新住所・氏名を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した照会を実施

【2】生存状況(生存または死亡)の確認

- ・納税通知書等の郵便物が返戻された場合 etc…



- ・生存状況の確認のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した照会を実施。死亡の場合は、さらに相続人調査(戸籍照会)を実施

住登外者のマイナンバーの具体的な活用状況②

【3】市外福祉事務所からの生活保護受給状況の確認

- ・生活保護受給者を対象とした固定資産税の減免事務にあたり、鹿児島市外の福祉事務所からの生活保護受給者の最新の受給状況について、中間サーバ接続端末を利用した受給状況の確認を実施(年間10件程度)



ネットワーク照会が可能となったことにより、照会元・照会先ともに**事務負担の軽減**に繋がっている。

住登外者のマイナンバー取得の具体的な流れ、工夫点①

【1】住民基本台帳システムネットワークを活用した番号の取得

<平成28～29年度の取り組み>

- ①住民基本台帳ネットワークシステムの個人番号一括提供機能により一斉照会を実施
- ②漢字氏名、住所、生年月日の3情報が一致した住登外者について、住民記録システムに含まれる住登外宛名システムに、マイナンバーの登録作業を実施(約3,700件)

【注】・3情報一致による同一性確認は本市独自基準

・住基ネット一斉照会の仕様として、1情報のみでも照会は可能

<平成30年度以降の取り組み>

- ・上記の一斉照会において3情報が一致しなかった対象者を、同ネットワークシステムを活用し1件ずつオンライン照会
- ・免税点以上(課税あり)の住登外者について優先して実施
- ・免税点未満、及び共有物件の住登外者については未着手

・土地・家屋の新規取得者:登記所からの登記済通知書の2情報(住所、氏名)を基にオンライン照会し、マイナンバーを登録(⇒新規取得者はマイナンバー登録必須)

住登外者のマイナンバー取得の具体的な流れ、工夫点②

【2】各種の申告書、届出書を活用した番号の取得

住登外者から提出された下記の申告書または届出書にマイナンバーの記載がある場合、住登外宛名システムにマイナンバーを登録

<マイナンバー記載欄を設けている申告書・届出書の例>

様式の種類	基本4情報、マイナンバーの記載欄
相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書	住所,氏名,生年月日,マイナンバー
償却資産申告書	住所,氏名,マイナンバー
住宅用地申告書	住所,氏名,マイナンバー
固定資産税非課税申告書、減免申請書	住所,氏名,マイナンバー

※マイナンバーの登録にあたっては、住民基本台帳ネットワークシステムにより、番号の真正性を確認してから登録

住登外者のマイナンバー取得に関する課題①

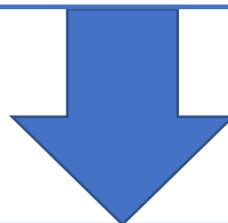
・免税点未満の物件(主に土地)の共有者といった、マイナンバーの取得・紐付けに関する労力を費やす割に優先順位が低いものへの付番取り組みが課題。



・免税点未満や用途非課税のため、今後も課税が発生する見込みが少ない物件について、
①労力を費やした結果、マイナンバーの取得・紐付けができたとしても、税込確保に繋がらない。
②労力を費やした結果、マイナンバーの取得・紐付けができないケースも多いと考えられ、非効率

住登外者のマイナンバー取得に関する課題②・要望

・土地・建物の登記簿には登記名義人の住所及び氏名しかない(生年月日・性別がない)ことから、マイナンバーの特定に至るまで相当な時間を要しており、番号の取得が進まない。



<要望事項>

・事務負担軽減のため、登記所から市町村への地方税法第382条通知にマイナンバー追加の検討(法整備、システム改修)を要望